

真岡市建設工事に係る社会保険等未加入対策について

令和3年1月1日
真岡市総務部総務課

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保・処遇改善等を図るため、真岡市が発注する建設工事において、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入建設業者(又は適用除外の建設業者)に限定し、二次下請以下の建設業者についても加入を要請する。

1 内容

	現行(～R3.3)	改正後(R3.4～)
対象工事	市発注建設工事	現行どおり
取組内容	<p>【元請業者】 加入建設業者に限定</p> <p>【一次下請業者】 対象外</p> <p>【二次以下の下請業者】 対象外</p> <p>【元請へのペナルティ】 なし</p>	<p>【元請業者】 加入建設業者に限定 <u>工事請負契約書に以下を明記</u> ・<u>一次下請業者を加入建設業者に限定</u> ・<u>請負代金内訳書に法定福利費の記載を追加</u> ※内訳書は発注者の請求時のみ提出要</p> <p>【一次下請業者】 <u>加入建設業者に限定</u> ※特別の事情がある場合は除く</p> <p>【二次以下の下請業者】 <u>加入を要請</u></p> <p>【元請へのペナルティ】 <u>工事成績評定の減点</u> <u>指名停止措置</u> ※未加入の一次下請と契約した場合のみ</p>

※社会保険等 : ①健康保険、②厚生年金保険、③雇用保険
※上記の適用除外 : ①・② 常時使用する労働者が5人未満の個人事業所
③ 役員等のみで労働者を雇用していない法人又は個人事業所

2 適用時期

令和3年4月1日以降に契約を締結するものから適用